

備品購入費、工事請負費の限度額（案）

〈現在の限度額〉

備品購入費：単価が 20 万円未満（税込み）

工事請負費：60 万円未満（税込み）

その① 備品購入費・工事請負費の限度額は現状どおりとする。

アンケート結果では「見直す必要がない」との回答が地区まちづくり推進委員会、単独自治会ともに増加したことから、対象経費の限度額は現行の額が妥当である考え、現状維持とする。

その② 課題解決特別事業で実施する備品購入費・工事請負費については、費目ごとの限度額を設けない。

事業計画書を確認した上で、選考委員会の採択を受けた対象経費については、上限額を設けない。ただし、備品購入、工事請負による事業効果を明らかにするため、事業後 3 年間は活用実績（事業効果）報告書の提出を求める。